

管理職への任用状況等について(令和6年度)

1. 管理職への任用に関する状況(令和6年10月1日時点)

(1) 管理職員数及び割合

試験区分		Ⅰ種試験等		Ⅱ種試験等		Ⅲ種試験等		その他		合計	
			うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
室長級	人数(人)	71	7	17	1	4	0	17	2	109	10
	割合	65.1%	9.9%	15.6%	5.9%	3.7%	0.0%	15.6%	11.8%	100%	9.2%
課長級	人数(人)	197	17	5	0	5	0	13	0	220	17
	割合	89.5%	8.6%	2.3%	0.0%	2.3%	0.0%	5.9%	0.0%	100%	7.7%

(注)1 「管理職」とは、国家公務員法第34条第1項第7号に規定する官職であり、幹部職員の任用等に関する政令第2条第1項に掲げる各機関(いわゆる本府省)に属する一般職の国家公務員に係る官職であって、職制上の段階が「室長級」又は「課長級」の官職をいう。また、「管理職員」とは、管理職の官職を占める職員をいう。専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員については対象外。以下同じ。

2 「Ⅰ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅰ種試験、その他Ⅰ種試験に準ずる試験をいう。以下同じ。

3 「Ⅱ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅱ種試験、法務教官採用試験、外務専門職採用試験、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、その他Ⅱ種試験に準ずる試験をいう。以下同じ。

4 「Ⅲ種試験等」とは、国家公務員採用Ⅲ種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、その他Ⅲ種試験に準ずる試験をいう。以下同じ。

5 「その他」とは、選考採用などをいう。以下同じ。

6 女性の割合は、採用試験別の人数に対する割合を表す。以下同じ。

7 割合については、小数第二位で四捨五入しているため、それぞれの合計の数字と合わないことがある。以下同じ。

(2) 管理職員の府省間人事交流の実施状況

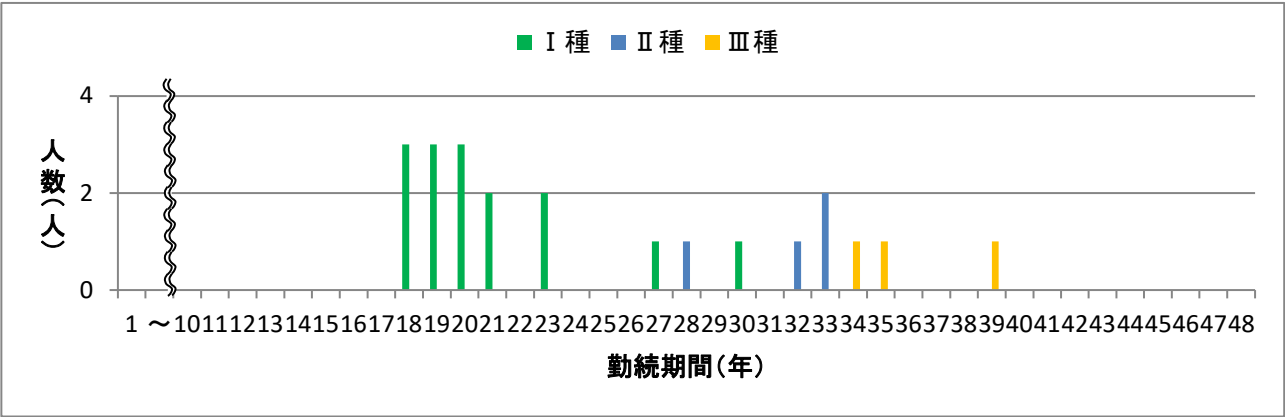
	採用府省以外の府省 での勤務者数 (他府省への出向数)			採用府省以外の府省 からの勤務者数 (他府省からの出向数)		
	室長級	課長級	合計	室長級	課長級	合計
合計(人)	0	0	0	98	213	311

2. 本府省管理職に初めて任用された者についての状況(令和5年10月2日～令和6年10月1日)

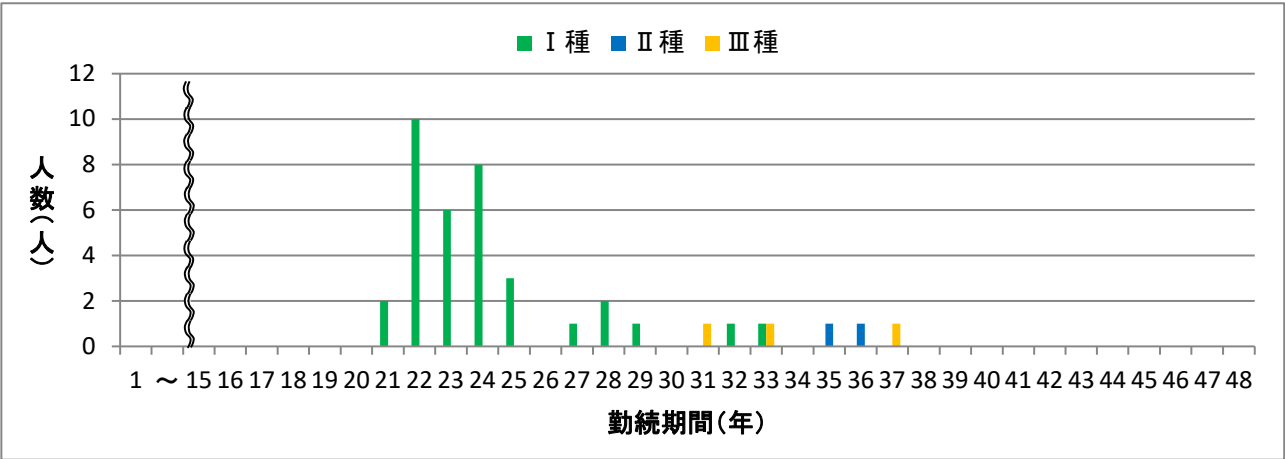
- (1) 本府省管理職に初めて任用された職員の採用試験の種類及び勤続年数
イ 本府省室長級又は課長級の官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省室長級又は課長級の官職に任用された職員数及び割合

試験区分		Ⅰ種試験等		Ⅱ種試験等		Ⅲ種試験等		その他		合計	
			うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
室長級	人数(人)	15	1	4	0	3	0	4	0	26	1
	割合	57.7%	6.7%	15.4%	0.0%	11.5%	0.0%	15.4%	0.0%	100%	3.8%
課長級	人数(人)	35	3	2	0	3	0	2	0	42	3
	割合	83.3%	8.6%	4.8%	0.0%	7.1%	0.0%	4.8%	0.0%	100%	7.1%

ロ 本府省室長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



ハ 本府省課長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



(2) 本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された職員の出向経験
(単位:人)

出向回数	0回	1回	2回以上
室長級	3	2	21
課長級	3	1	38

(注)「出向」には、他府省のほか、地方公共団体、民間企業等が含まれる。

3. 採用年次、採用試験の種類等にとられない人事運用を行った取組例(令和5年10月2日～令和6年10月1日)
(1)幹部職及び管理職の取組状況

事例		幹部職(相当職含む)	管理職(相当職含む)
採用試験の職種や種類にとられない登用	具体的事例	内閣官房デジタル田園都市国家構 想実現会議事務局審議官にⅠ種 技術系区分から採用した職員を登 用	内閣官房内閣参事官(国家安全保 障局)にⅠ種技術系区分から採用 した職員を登用
			内閣官房内閣参事官(内閣情報調 査室)にⅠ種技術系区分から採用 した職員を登用
			内閣官房内閣参事官(内閣広報 室)にⅡ種試験から採用した職員を 登用
民間人材等の採用・登用	具体的事例		内閣官房内閣参事官(内閣官房副 長官補付)(課長級)に2名交流採 用(官民人事交流制度)

(注)1 幹部職(相当職含む)とは、標準的な官職を定める政令本則の表1の項第3欄第1号、第2号又は第3号に掲げる職制上の段階(事務次官、局長、部長級)及びそれらと同等の職制上の段階に属する官職をいう。

2 管理職(相当職含む)とは、標準的な官職を定める政令本則の表1の項第3欄第4号又は第5号に掲げる職制上の段階(課長、室長級)及びそれらと同等の職制上の段階に属する官職をいう。

4. 採用(選考を含む)の状況(令和5年10月2日～令和6年10月1日)

(1) 採用職員数

(単位:人)

総数	うち女性
41	5

(2) 選考によって新たに採用した者のうち、公募手続を経て採用した者の状況

(単位:人)

選考によって新たに採用した者					
	うち女性		うち公募手続を経て採用した者		
	(割合)		(割合)		うち女性 (割合)
27	2	7.4%	26	96.3%	2 7.7%

(注)「選考によって新たに採用した者」とは、一般職の常勤職員に係る選考採用のうち、特別職・地方公共団体等からの選考採用や官民人事交流など人事交流の一環として行われる選考採用を除いたものをいう。

(3) 選考採用者のうち公募手続を経ずに採用した者について、公募手続を行わなかった具体的理由

機密保持が厳しく求められ特に信頼性に足る人材を確保する必要がある中で、当該者の期間業務職員等としての業績・勤務態度・能力等の評価を踏まえて職員として採用することが適当と判断したため。

(4) 職位ごとの選考によって新たに採用した者の人数

(単位:人)

幹部職(相当職含む)		管理職(相当職含む)		課長補佐(相当職含む)		係長(相当職含む)以下	
うち女性		うち女性		うち女性		うち女性	
0	0	0	0	18	1	9	1

(5) 選考採用により管理職以上を採用した事例

該当なし